

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 27 日

各都道府県地域おこし協力隊担当課 御中

総務省地域力創造グループ
地 域 自 立 応 援 課

新型コロナウイルス感染症により活動に影響を受けた
地域おこし協力隊員の任期特例の創設等について

日頃より地域おこし協力隊制度の推進のため、格別の御配慮・御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

地域おこし協力隊の推進に向けた地方財政措置については、「地域おこし協力隊推進要綱」（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号。以下「要綱」という。）等により助言しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、活動に大きな制約を受けている隊員が一定数いることを踏まえ、令和 4 年度から下記のとおり措置を講ずることとしておりますので、事前にお知らせします。

なお、今年度中に上記の変更を含む要綱の改正を予定していることを申し添えます。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村にも十分に周知されるようお願いいたします。

記

1 趣旨

地域おこし協力隊は、おおむね 1 年以上 3 年以下の期間、様々な地域協力活動を通じて地域の活性化に貢献する取組であり、任期終了後も約 6 割の隊員が同じ地域に定住・定着するなど、都市部人材の地方回帰を進めるうえで重要な施策となっている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症により活動に大きな制約を受け、任期中に十分な活動ができていない、又は任期終了後の起業が遅れている隊員が一定数いることから、そうした隊員を対象に、特例措置を創設等することとした。

2 特例措置の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症により活動に影響を受けた地域おこし協力隊員の任期特例
新型コロナウイルス感染症の影響により活動に大きな制約を受けた隊員（令和元年度から3年度までに任用された者に限る。）が、3年を超える地域協力活動を希望し、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、2年を上限として任期の特例を認めることとする。

その場合、当該隊員の地域協力活動に要する経費については、他の隊員と同様に特別交付税措置を講じることとする。

○措置額

任期特例の対象ではない他の隊員と同様、480万円を上限（うち報償費等については280万円を上限、報償費等以外の活動に要する経費については200万円を上限）

(2) 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費の特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年度、特別交付税措置の対象期間を、任期終了の日から起算して前1年以内又は任期終了の日から2年以内としているところであるが、来年度も引き続き、同様の措置を講じることとする。

○措置額

100万円を上限

3 留意事項

受入自治体は、「任期の延長が必要」と認めるに当たっては、延長の理由やその期間について、適切に判断すること。

【担当】

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

担当：菊地補佐、井上係長、池崎事務官

電話：03-5253-5394（直通）

E-mail：jinzai.renkei@soumu.go.jp

コロナ禍により活動に影響を受けた地域おこし協力隊員の任期特例の創設

- **地域おこし協力隊**は、上限3年の任期中の活動により地域活性化に貢献するのみならず、活動を通じて地域に溶け込み、**任期終了後に約6割が定住・定着**するなど、都市部人材の**地方回帰を進めるうえで重要な施策**。
- **コロナウイルス蔓延の長期化**により、**活動に大きな制約を受け、任期中に十分な活動ができない隊員（※）が一定数存在することから、**そうした隊員を対象とする**隊員の任期特例を創設**。

（※ 観光振興のために赴任したが活動場所となる予定の観光施設が閉鎖、地域振興のために赴任したがイベント・行事が全て中止、移住推進のために赴任したが都会の人を呼び込もうとすると住民が反発 等）

概要

- 隊員本人の希望を踏まえ、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、**2年を上限として任期の特例を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置**。
- 令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象とする。
※令和4年度以降に任用された隊員については、そのときの情勢を見て総合的に判断

【現状】

	コロナ蔓延				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
隊員A	■	←活動制約有→			
隊員B		←活動制約有→			
隊員C			←活動制約有→		

■ 隊員の任期

【特例創設後】

	コロナ蔓延					
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
隊員A	①	←活動制約有→		②	③	
隊員B		←活動制約有→		①	②	③
隊員C			←活動制約有→	①	②	③

■ 隊員の任期 ■ 隊員の任期特例（2年以内で受入自治体が設定）



- ・任期特例により、活動制約を受けた隊員にも①～③と実質的に3年の活動期間を確保。
- ・コロナ禍以前に活動した隊員と同様に地域協力活動を行い、スムーズに任期終了後の定住・定着に繋げることが可能。